

## 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見について、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成 26 年 9 月 24 日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 （仮称）パロー南彦根店 彦根市野瀬町字八ノ坪 166 番 外 7 筆
- 2 意見の概要 彦根市からの意見
  - (1) 滋賀県流域治水の推進に関する条例に基づき、雨水の貯留または浸透に配慮した構造について検討を行い、駐車場を舗装する場合は浸透性舗装で舗装し、また駐車場平面部分雨水を貯留させるなど、積極的な取組を行うこと。
  - (2) 彦根市の一般廃棄物収集・運搬業を取得する者と委託業務契約を結び、適正に処理すること。
  - (3) 生ごみのたい肥化など、資源の有効活用に努めること。
  - (4) 搬入車両の走行音が、最も大きくなるという予測から、搬入路について、植栽等による防音対策を早めに講じること。また、地元から騒音対策について要望が出た場合、建設後も協議に応じること。
  - (5) 彦根市宅地開発等指導要綱の規定に基づき、中高層建築物に該当するので、建築確認申請の前に中高層建築物等事前協議を行うこと。
  - (6) 本計画地は「野瀬町高畦地区地区計画」の計画区域に位置しているため、都市計画法第 58 条の 2 第 1 項の規定に基づく届出を行うこと。
  - (7) 本計画地は、彦根市景観計画の「朝鮮人街道・巡礼街道沿道景観形成地域」・「市街地景観ゾーン」内に位置している。現計画において届出対象となるため、建築確認申請の前に届出を行うこと。
  - (8) 屋外広告物について、敷地内で総面積が 10 ㎡を超える場合および敷地外で設置する場合は、滋賀県屋外広告物条例の規定に基づく許可を得ること。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1-1  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1-1  
彦根市産業部商工課 彦根市元町 4 番 2 号
  - (2) 縦覧期間 平成 26 年 9 月 24 日から平成 26 年 10 月 24 日まで